

ちょっと待って！その契約大丈夫？

最近の消費者ニュースをご紹介します。健康食品、化粧品を勧める悪質な電話勧誘にご注意を！！

健康に対する消費者の関心や不安につけこみ、悪質な勧誘が後を絶ちません。電話勧誘販売業者に、効果・効能について不実（根拠のないこと）を告げられたり、しつこく勧誘されたり、高額な健康食品や化粧品を購入させられるなどの被害が発生しています。そこで、消費者被害防止のため、健康食品、化粧品を電話で勧誘された場合の注意点についてお知らせします。

～トラブルに遭わないために注意すべきポイント～

1. 突然の勧誘電話にご用心

親しげに話しかけてきても、見知らぬ業者からの突然の電話にはご用心を。

2. 長電話になりそうなら疑って

健康の話題や世間話など、さまざまな話題で会話を引き伸ばし、消費者の関心を引こうとします。長話は禁物。

3. しつこい勧誘には毅然とした対応を

長時間の勧誘やしつこいトークには、迷惑であることをはっきり伝えましょう。

4. 遠慮は無用。断るときは、はっきりと

電話勧誘販売の再勧誘は法律により禁止されています。不要なときは、はっきり断りましょう。

5. 「試供品」に油断しないで

安価だからといって試供品を購入すると、次に高額な商品の勧誘を招きます。

試供品を購入する前に、本当に必要か考えましょう。

6. 健康食品にモカかわらず、医薬品的な「効果・効能」をうたう勧誘にご注意を

錠剤やカプセルなど、医薬品のような形をしていても、健康食品はあくまで「食品」です。

効果・効能をうたうことはできません。

7. 断りきれず購入してしまったら

一定期間（書面受領後8日間以内）は、クーリング・オフ（契約解除）ができます。

不必要な物を購入した場合、まずはクーリング・オフのご検討を。

また、クーリング・オフ期間を過ぎていても、迷わず消費生活窓口へ相談を。

8. 家族や地域、友人とのつながりを活かし、お声かけと心くばりを

健康に不安を感じる高齢者がトラブルに巻き込まれるケースが増えています。

日頃から周囲との交流や互いの気配りが大切です。



何かありましたら、産業振興課
消費者生活窓口にご相談ください。

☎2-2455



こんにちは

八雲警察署です



警察相談の日をご存じですか？！

警察本部の相談専用ダイヤル『＃9110』にちなんで、9月11日を『警察相談の日』としています。

八雲警察署では、長万部町の皆さんが安全で安心な生活を送っていただけるように、各種相談を受け付けています。

昨年1年間における長万部町の方からの相談受理件数は102件、今年も7月末現在で54件の相談を受理しています。相談の内容は身近な出来事に関するものから事件事故に関するものなど、幅広い相談に応じていますので、困ったことがありましたら、遠慮なく相談してください。

連絡先は以下のとおりです。

●八雲警察署 0137-64-2110

●警察本部相談専用ダイヤル ＃9110



入居者募集

（有料広告）

..... 御相談に応じます

㊦ 堀川アパート

☎01377-2-2377 携帯 090-4872-6235

ストーブ・ベッド・その他完備、駐車場完備、敷金なし
月額 23,000円から45,000円まで